第6期仙台市障害福祉計画・第2期仙台市障害じ福祉計画

令和３年度から令和５年度まで

令和３年３月

仙台市

目次

第いっしょう　計画策定の概要

１　趣旨

２　位置づけ

３　対象

４　計画期間

５　SDGずとの関係

第２章　障害のあるかたを取り巻く現状

１　国のせ策等の動向

２　仙台市の現状

第３章　到達目標

第４章　障害福祉サービス等の見こみ量及びその確保のための方策

１　見こみ量の推計の考え方

２　見こみ量確保のための方策とう

３　見こみ量

第５章　障害者せ策を推進するための方策

１　新型コロナウイルス感染症への対応

２　今後取り組むべき事項

第６章　計画の推進

１　推進体制

２　各主体の役割

３　計画の普及・啓発

４　計画の達成状況の点検及び評価

資料編

第いっしょう　計画策定の概要

１　趣旨

仙台市では、平成30年３月に「仙台市障害者保健福祉計画（計画期間：平成30年度から令和５年度）」、「第５期仙台市障害福祉計画」及び「第１期仙台市障害じ福祉計画」（いずれも計画期間：平成30年度から令和２年度）の３計画を策定し、障害福祉せ策の充実に努めてきました。

令和２年度には、「仙台市障害者保健福祉計画」の中間評価を実施し、各せ策の課題を整理するとともに、後期期間（令和３年度から令和５年度）に取り組むべきせ策の方向性について検討をおこないました。

障害者保健福祉計画に関する検討の結果を踏まえ、また、「障害福祉サービス等及び障害じ通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（改正：令和２年５月19日　厚生労働大臣告示）」に基づき、「仙台市障害福祉計画（第６期）」及び「仙台市障害じ福祉計画（第２期）」（いずれも計画期間は令和３年度から令和５年度）を策定します。

２　位置づけ

かっこ１　法令根拠

第６期障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第１項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」であり、障害福祉サービスの見こみ量及びそれを確保するための方策等を定めるものです。

また、第２期障害じ福祉計画は、児童福祉法第33条の20第１項に定める「障害じ通所支援及び障害じ相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害じ福祉計画）」であり、障害じ通所支援等の見こみ量やそれを確保するための方策等を定めるものです。

かっこ２仙台市の他計画等との関係

「仙台市基本計画」を上位計画とし、計画の目指す都市の姿の実現に向けて、その他各種関連計画と緊密に連携し、せ策を推進していきます。

３　対象

「障害者基本法」に定義する、「しんたい障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、そのたの心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を対象とします。

また、仙台市がこれまで支援の対象としてきた、難病や高次脳機能障害等、多様な障害のあるかたや、福祉制度の谷間にあるかた及びその家族等についても引き続き対象とします。併せて、障害のあることで生きづらさを生み出す社会環境そのものを変えていくせ策についても進めていきます。

４　計画期間

第６期障害福祉計画及び第２期障害じ福祉計画は、令和３年度から令和５年度までの３年間を計画期間とします。

５　SDGずとの関係

SDGず（サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ）とは、2015年（平成27年）に国連総会で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための2030年（令和12年）までの国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことを理念に、環境、経済、社会等をめぐる課題に世界全体で取り組むものとされています。

第６期障害福祉計画及び第２期障害じ福祉計画では、「仙台市SDGず（持続可能な開発目標）推進方針」に基づき、計画に関連する主な目標を以下のとおり定めます。

目標3：すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標4：質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標5：ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

目標8：働きがいも 経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

目標10：人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国かんの不平等を是正する

目標11：住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標12：つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する

目標16：平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

目標17：パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第２章　障害のあるかたを取り巻く現状

１　国のせ策等の動向

かっこ１　障害理解・差別（資料編４「用語の解説」に説明を記載）解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）せこうから３年が経過し、社会の変化等に伴う内容の充実が求められることや、せこう状況から判明した制度・運用の不十分な点について対応策を講じる必要があることから、平成31年２月より国の障害者政策委員会において見直しの検討が進められてきました。

令和２年６月の委員会意見の取りまとめでは、差別の定義や概念の明確化、事業者による合理的配慮（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の適切な提供の確保の必要性等見直しの考え方が示され、今後は国において具体的な措置について検討が進められ、障害理解が前進することが期待されています。

かっこ２　障害のある子供への支援

平成28年５月の児童福祉法改正により、医療的ケアじ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）が必要な支援を円滑に受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の関連分野の連携体制の確保等が努力義務とされ、体制の整備が進められてきました。

また、障害のある子供への支援に関する教育と福祉の連携について、平成30年３月に文部科学しょうと厚生労働しょうが取りまとめた報告書では、各地方公共団体において、教育委員会や福祉部局が主導し、教育と福祉の連携を加速させることや保護者支援のとり組を充実させることなどが掲げられています。

かっこ３　社会参加の充実

平成30年度には、国や地方公共団体における障害者法定雇用率（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の不適切計上が明らかとなり、これに起因して令和元年６月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正されました。改正法では、不適切計上の再発防止策のほか、精神障害のあるかたや重い障害のあるかたを含めた障害者雇用の計画的な推進などが盛り込まれました。

令和３年３月より、障害者法定雇用率は民間企業で2.3％、国及び地方公共団体では2.6％（都道府県等の教育委員会にあっては2.5％）に引き上げることが決定しており、障害者雇用の一層の促進が求められています。

また、令和元年６月にせ行された、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）により、視覚障害や盲ろう（資料編４「用語の解説」に説明を記載）、発達障害、肢体不自由等によって読書が困難なかたに対し、読書環境の整備を進めていくことが求められています。

かっこ４　環境の整備

障害福祉分野で働く人材の確保・定着は大きな課題となっており、令和元年10月に行われた障害福祉サービス等報酬改定では、消費税率改定に係る報酬改定と併せて、経験や技能のある職員に重点化を図りつつ事業所の実情を踏まえた配分を認める加算が設定されるなど、障害福祉人材の処遇改善が行われました。

かっこ５　2020東京パラリンピックの延期

令和２年８月に開催を予定していた東京パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、１年の延期が決定されています。令和３年度の開催に向けて、引き続きユニバーサルデザイン（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の街づくりと心のバリアフリー（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の推進が求められています。

２　仙台市の現状

かっこ１　障害者手帳ほじしゃすう（年度末現在）

令和元年度の仙台市の障害者手帳保持者数は52178人であり、全体的な手帳保持者数、各手帳別の保持者数のいずれも増加傾向となっており、今後も同様の傾向が続くと考えられます。

障害者手帳の所持者数の推移

単位　人

しんたい障害者手帳　療育手帳　精神障害者保健福祉手帳　合計の順

平成27年度　32144　7842　7868　47854

平成28年度　32146　8130　8323　48599

平成29年度　32259　8482　8892　49633

平成30年度　32374　8809　9512　50695

令和元年度　32718　9105　10355　52178

かっこ２　指定難病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）・小児慢性特定疾病（資料編４「用語の解説」に説明を記載）患者数（年度末現在）

令和元年度の指定難病・小児慢性特定疾病患者数は9753人であり、その合計数は平成29年度に一旦減少した後は増加傾向となっています

単位　人

旧特定疾患にあたる指定難病　小児慢性特定疾病　合計の順

平成27年度　8425　1313　9738

平成28年度　8646　1359　10005

平成29年度　7917　1401　9318

平成30年度　8046　1384　9430

令和元年度　8364　1389　9753

かっこ３　指定障害福祉サービス利用者数（各年度３月分）

令和元年度の利用者数はひとつきあたり10654人であり、利用者数は増加傾向にあります。とりわけ訓練等給付（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の増加傾向が顕著となっています。

単位　ひと月あたりの人数

介護給付（資料編４「用語の解説」に説明を記載）　訓練等給付　合計の順

平成27年度　5676　3207　8883

平成28年度　5857　3540　9397

平成29年度　6014　3764　9778

平成30年度　6302　3984　10286

令和元年度　6333　4321　10654

かっこ４　指定障害福祉サービス事業所等数・指定障害じ通所支援事業所等数（各年度しがつついたち時点）

令和元年度の市内の事業所数は1159ヵ所と、４年連続で増加しています。指定障害じ通所支援事業所等の増加傾向が顕著となっています。

指定障害福祉サービス事業所等数には相談支援事業所数を、指定障害じ通所支援事業所等数には障害じ相談支援事業所及び障害じ入所施設数を含む。

単位　事業所

指定障害福祉サービス事業所等　指定障害じ通所支援事業所等　合計の順

平成27年度　868　146　1014

平成28年度　899　179　1078

平成29年度　917　187　1104

平成30年度　918　209　1127

令和元年度　935　224　1159

第３章　到達目標

障害のあるかた等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労移行といった課題に対応するため、障害福祉サービスや障害じ通所支援等の提供体制を確保することが必要です。

このことから、障害福祉サービス等及び障害じ通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）で示された目標事項を基本としつつ、仙台市の第５期障害福祉計画及び第１期障害じ福祉計画中の実績や仙台市のせ策の動向を踏まえ、到達目標を設定します。

到達目標の一覧は以下の通りです。

１　福祉施設の入所者の地域生活えの移行

かっこ１　施設入所者の地域生活えの移行者数

かっこ２　施設入所者数

２　地域生活支援拠点等が有する機能の充実（拡充された項目）

３　福祉施設の利用者における一般就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの移行等

かっこ１　福祉施設の利用者における一般就労えの移行者数

（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援エーがた・Bがたの合計）

かっこ２　福祉施設の利用者における一般就労えの移行者数（就労移行支援）（新規で設定された項目）

かっこ３　福祉施設の利用者における一般就労えの移行者数（就労継続支援エーがた）（新規で設定された項目）

かっこ４　福祉施設の利用者における一般就労えの移行者数（就労継続支援Bがた）（新規で設定された項目）

かっこ５　就労定着支援事業の利用者数（新規で設定された項目）

かっこ６　就労定着支援における就労定着率（新規で設定された項目）

４　障害じ支援の提供体制の整備等

かっこ１　児童発達支援センターの支援の質の向上

かっこ２　保育所等訪問支援の利用体制

かっこ３　重症心身障害じ（資料編４「用語の解説」に説明を記載）に対する支援

かっこ４　医療的ケアじ支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置（拡充された項目）

５　相談支援体制の充実・強化等（新規で設定された項目）

６　障害福祉サービス等の質の向上（新規で設定された項目）

かっこ１　障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

かっこ２　実地指導等・集団指導

第５期障害福祉計画・第１期障害じ福祉計画では、まる１「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」、まる２「就労移行支援事業の利用者数」、まる３「就労移行支援事業所ごとの就労移行率」及びまる４「就労定着支援事業による職場定着率」も目標とされていましたが、今回の国の基本指針では削除されています。なお、まる１については協議の場の設置により目標達成済みであり、まる２からまる４については令和２年度末時点における目標を設定していますが、いずれも達成する見込みとなっています。

到達目標の詳細は以下の通りです。

１　福祉施設の入所者の地域生活えの移行

かっこ１　施設入所者の地域生活えの移行者数

令和５年度末までに、令和元年度末時点の全施設入所者数の545人のうち、ぜん計画の目標人数（17人・３％）の地域生活への移行を目指す。

国の指針との関係

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することとしておりますが、重い障害等のため地域生活への移行が困難なかたがいる現状から、仙台市独自の目標として、引き続きぜん計画の目標人数を維持することとします。

前期実績

平成30年度　3人

令和元年度　5人

令和２年度末見こみ　７人

今後の目標

令和３年度　5人

令和４年度　6人

令和５年度　6人

かっこ２　施設入所者数

令和５年度末時点の施設入所者数について、令和２年度目標人数（537人）を維持する。

国の指針との関係

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6％以上を削減することとなっておりますが、現在でも各施設に入所待機者がおり、指針の達成が困難なため、仙台市独自の目標として令和２年度目標人数を維持することとします。

前期実績

平成30年度　537人

令和元年度　545人

令和２年度末見こみ　538人

今後の目標

令和３年度　537人

令和４年度　537人

令和５年度　537人

２　地域生活支援拠点等が有する機能の充実（拡充された項目）

令和５年度末までに、地域生活支援拠点を確保する。また、その機能の充実のため、運用状況の検証・検討を年１回以上行う。

国の指針との関係

国の基本指針の通り

平成30年度から令和２年度は実績には計上していませんが、モデル事業として実施しています。

今後の目標

地域生活支援拠点の設置　検証・検討の回数の順

令和３年度　設置　1回

令和４年度　設置　1回

令和５年度　設置　1回

３　福祉施設の利用者における一般就労への移行等

かっこ１　福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援エーがた・Bがたの合計）

令和５年度末時点において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援エーがた・Bがた）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績である280人の1.27 倍以上（361人）とすることを目指す。

国の指針との関係

国の基本指針の通り

本目標のうち、就労移行支援と就労継続支援エーがた・Bがたの内数は３かっこ２からかっこ４となります。

前期実績

平成30年度　276人

令和元年度　280人

令和２年度末見こみ　269人

今後の目標

令和３年度　319人

令和４年度　341人

令和５年度　361人

かっこ２　福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労移行支援）（新たに設定された項目）

令和５年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である249人の1.30倍（324人）以上とすることを目指す。

国の指針との関係

国の基本指針の通り

前期実績

平成30年度　226人

令和元年度　249人

令和２年度末見こみ　247人

今後の目標

令和３年度　287人

令和４年度　306人

令和５年度　324人

かっこ３　福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援エーがた）（新たに設定された項目）

令和５年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である7人の概ね1.26倍（9人）以上とすることを目指す。

国の指針との関係

国の基本指針の通り

前期実績

平成30年度　18人

令和元年度　7人

令和２年度末見こみ　8人

今後の目標

令和３年度　7人

令和４年度　8人

令和５年度　9人

かっこ４　福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援Bがた）（新たに設定された項目）

令和５年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である22人の概ね1.23倍（28人）以上とすることを目指す。

国の指針との関係

国の基本指針の通り

前期実績

平成30年度　27人

令和元年度　22人

令和２年度末見こみ　14人

今後の目標

令和３年度　25人

令和４年度　27人

令和５年度　28人

かっこ５　就労定着支援事業の利用者数（新たに設定された項目）

令和５年度末時点において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援エーがた・Bがた）を通じた一般就労への移行者数である361人のうち７割（253人）が就労定着支援事業を利用することを目指す。

国の指針との関係

国の基本指針の通り

前期実績

平成30年度　90人

令和元年度　141人

令和２年度末見こみ　190人

今後の目標

令和３年度　208人

令和４年度　229人

令和５年度　253人

かっこ６　就労定着支援における就労定着率（新たに設定された項目）

令和５年度末時点において、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを目指す。

国の指針との関係

国の基本指針の通り

就労定着支援事業は平成30年しがつの障害者総合支援法改正により新たに創設された事業のため、令和元年度からの実績を記載しています。

前期実績

令和元年度　69.2%

令和２年度末見こみ　70%

今後の目標

令和３年度　70%

令和４年度　70%

令和５年度　70%

４　障害じ支援の提供体制の整備等

かっこ１　児童発達支援センターの支援の質の向上

設置済みの児童発達支援センターについて、令和５年度末までに支援の質の向上を目指す。

国の指針との関係

国の基本指針では、令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１ヵ所以上設置することを基本とすることとしています。

仙台市では令和元年度末時点ですでに設置済みであるため、支援の質の向上を目指します。

かっこ２　保育所等訪問支援の利用体制

令和５年度末までに、アーチルや児童発達支援センターによる保育所等への支援機能の充実を目指す。

国の指針との関係

国の基本指針では、令和５年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指すこととしています。

仙台市ではすでに達成済みであるため、アーチルや児童発達支援センターによる幼稚園や保育所等への支援機能の充実を目指します。

発達相談支援センター（北部及び南部）については、「アーチル」としています。

かっこ３　重症心身障害じに対する支援

令和５年度末までに、主に重症心身障害じを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内各区に少なくとも１ヵ所以上確保することを目指す。

国の指針との関係

国の基本指針では、令和５年度末までに、主に重症心身障害じを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１ヵ所以上確保することを目指すこととしています。

仙台市ではすでに達成済みであるため、それを上回る目標を設定します。

前期実績

単位　設置ずみ区数　事業所数の順

平成30年度　４区　８ヵ所

令和元年度　３区　９ヵ所

令和２年度末見込み　４区　９ヵ所

今後の目標

令和３年度　４区　10ヵ所

令和４年度　４区　10ヵ所

令和５年度　５区　11ヵ所

かっこ４　医療的ケアじ支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置（拡充された項目）

令和５年度末までに、医療的ケアじ等に関するコーディネーター登録者数を、令和元年度末実績の６人から13人に増加させることを目指す。

国の指針との関係

国の基本指針では、令和５年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアじ等に関するコーディネーターを配置することを基本とすることとしています。

協議の場及びコーディネーターはすでに設置済みであるため、それを上回る値を設定します。

前期実績

平成30年度　4人

令和元年度　6人

令和２年度末見込み　11人

今後の目標

令和３年度　11人

令和４年度　12人

令和５年度　13人

５　相談支援体制の充実・強化等（新たに設定された項目）

令和５年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を強化するための体制を確保することを目指す。

国の指針との関係

国の基本指針の通り

基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点のとりくみを通じて、関係機関との連携を強化し地域課題を共有することで、し・区自立支援協議会のさらなる活性化を図ります。

また、基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所等の相談支援従事者が、より的確な支援を展開するためのサポートをおこない、地域の相談支援体制の充実を図ります。

６　障害福祉サービス等の質の向上（新たに設定された項目）

かっこ１　障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和５年度末までに、みやぎ県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に継続して参加し、支援の質の向上を目指す。

国の指針との関係

国の基本指針の通り

みやぎ県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への仙台市職員の参加・聴講者数を目標とします

前期実績

平成30年度　37人

令和元年度　36人

令和２年度末見込み　13人

今後の目標

令和３年度　36人

令和４年度　36人

令和５年度　36人

かっこ２　実地指導等・集団指導

令和５年度末までに、実地指導等・集団指導の実施回数の増加を目指す。

国の指針との関係

国の基本指針では、令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、指導監査結果の適正な実施とその結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築すること等を目標としています。

仙台市では、障害福祉サービス等の質の向上のためには、実地指導や新規事業所訪問、集団指導を通じて事業者への指導の充実を図ることが極めて重要と考えることから、上記の目標を設定します。

前期実績

実地指導等　集団指導の順

平成30年度　97回　1回

令和元年度　70回　1回

令和２年度末見こみ　61回　1回

今後の目標

令和３年度　100回　2回

令和４年度　100回　2回

令和５年度　100回　2回

第４章　障害福祉サービス等の見こみ量及びその確保のための方策

１　見こみ量の推計の考え方

到達目標の達成のためには、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要です。

国の基本指針に定める事項ごとに、仙台市が今後ちからを入れていくせ策や想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見こみ量等を算出しています。また、これまでの実績の伸び率についても考慮しています。

２　見こみ量確保のための方策等

かっこ１　障害福祉サービス

訪問系サービスについては、重い障害のあるかたの増加や地域移行の進捗に伴い、利用者数や利用量の増加が見込まれます。事業者に対し、助成制度などの情報提供を積極的におこない、指定事業所の拡大に努めます。

また、日中活動系サービスについては、生活介護や就労支援などの需要増加が見込まれることから、利用者の状態像の把握などを通して、利用者が適切なサービスを選択できるよう、特に重い障害のあるかたえの提供体制の整備に努めます。

さらに居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）の需要増加が見込まれることから、事業者に対する補助制度等の情報の周知を行うとともに、制度への理解を深めてもらうことで、新規事業者の開設を促します。

かっこ２　相談支援

計画相談支援については、サービス等利用計画作成者数と相談支援専門員は年々増加傾向にありますが、事業者数は横ばい傾向にあります。

サービス等利用計画を必要とするかたが支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業所に対し、説明会や実務研修会の開催、訪問等により、運営モデルを提案することで、既存事業者の事業拡大や新規事業者の増加を促していきます。

また、精神障害のあるかたを対象とした、地域移行支援と地域定着支援については、平成26年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）の一部改正などにより一層の支援が求められております。

仙台市では、長期入院者や精神科病院関係者、地域の支援者への普及啓発により体制整備を進めておりますが、精神科病院との連携強化の構築やピアサポーター（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の活用に計画的に取り組むことで、事業の促進を図ります。

かっこ３　障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援については、子育てと教育、福祉等の関係機関の連携を推進し、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実を図ります。

児童発達支援については、児童発達支援センターを拠点に、仙台市の就学前療育支援体制に基づく相談支援や療育の提供をおこないます。

また、放課後等デイサービスについては、必要な見こみ量の確保が可能となるよう事業所の新規開設に向けた働きかけをおこないます。特に、重症心身障害じ等の特別な支援が必要な児童のうけいれが可能な事業所の新規開設に向けて、人材育成等を含めたうけいれ体制の拡充を進めます。

かっこ４　発達障害のあるかた等に対する支援

身近な地域で発達に関する不安や悩みを相談できる相談支援機能の強化に向けては、アーチルを中心として市内11ヵ所の児童発達支援センターや区保健福祉センター、学校、障害福祉サービス事業所、子育て支援機関等の関係機関との連携強化を図るとともに、支援者の支援力向上等の人材育成に努め、本人や保護者を支援する相談支援体制の構築に努めます。

また、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」において、課題の共有や関係者の連携の強化を図り、仙台市の実情に応じた支援体制の整備を進めます。

さらに、令和３年度より、児童発達支援センターに通所している児童の保護者を対象に、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを実施し、その児童の個性に合った子育てを親子で実現するための支援を進めます。

かっこ５　精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の構築（新たに設定された項目）

保健、医療、福祉の関係者による協議の場である精神保健福祉審議会において、平成30年度から令和６年度まで、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議をおこないます。

審議会では、「地域における支援体制のあり方」と「精神障害者の地域移行の推進」を主題に、課題の整理や課題の解決に向けた仕組みの具体的な検討を進めます。

かっこ６　相談支援体制の充実・強化のためのとりくみ（新たに設定された項目）

令和２年しちがつに開設した基幹相談支援センターでは、相談支援事業所等の相談支援従事者がより的確な支援を展開するためのサポートをおこない、相談支援事業所等の支援力向上に努めます。

また、研修の企画実施や関係機関との連携促進により、人材育成や他機関との協力関係の構築を進め、地域の相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

かっこ７　障害福祉サービスの質を向上させるためのとりくみ（新たに設定された項目）

みやぎ県が実施する研修を活用し、仙台市職員の障害福祉サービス等に関する知見を向上させるとともに、実地指導や新規事業所訪問、集団指導を通じて事業者への指導を充実させることで、支援の質の向上を目指します。

かっこ８　地域生活支援事業（資料編４「用語の解説」に説明を記載）

意思疎通支援については、人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、多様化する利用者のニーズに沿った支援の提供に努めます。

また、日常生活支援や社会参加支援などの各種事業については、障害のあるかたが生きがいをもって自立した地域生活を送るためには、サービス提供体制の確保が必要であり、それを支える人材確保のとりくみを進めていきます。

かっこ９　地域生活支援促進事業

障害者虐待の相談件数の増加や複雑な案件への対応のため、関係機関との連携を強化するとともに、障害福祉サービス事業所等に対して虐待防止研修を継続的に実施し、虐待の未然防止を図ります。

また、発達障害者支援体制整備事業について、自閉症じしゃ相談センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し事業所への支援をおこなうとともに、アーチルや関係機関が本人や保護者と協働してサポートファイル（資料編４「用語の解説」に説明を記載）を作成すること等を通し、発達障害のあるかたや発達に不安を抱えるかたえの支援の拡充を図っていきます。

３　見こみ量

かっこ１　障害福祉サービス

まる１　訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

単位　ひと月あたりの総利用時間

前期実績　平成30年度　61723　令和元年度　63880

今期見こみ量　令和３年度　70749　令和４年度 74750 令和５年度　79158

単位　ひと月あたりの利用者数

前期実績　平成30年度　1763　令和元年度 1783

今期見こみ量　令和３年度　1891　令和４年度　1951　令和５年度　2012

まる２　日中活動系サービス

生活介護

単位　　ひと月あたりの総利用日数

前期実績 　　　平成30年度 　　　35028 　令和元年度 　　 36454

今期見こみ量 　令和３年度 38800 　令和４年度　　　39400 　令和５年度 39800

単位　　ひと月あたりの利用者数

前期実績　　　　平成30年度　　　1836　　令和元年度　　　1856

今期見こみ量　　令和３年度　　　1940　　令和４年度　　　1970　　令和５年度　　　1990

自立訓練（機能訓練）

単位　　ひと月あたりの総利用日数

前期実績　平成30年度　378　令和元年度　451

今期見こみ量　　令和３年度　　　370 令和４年度 370 令和５年度 370

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 39 令和元年度 45

今期見こみ量 令和３年度 36 令和４年度 36 令和５年度 36

自立訓練（生活訓練）

単位　　ひと月あたりの総利用日数

前期実績 平成30年度 3629 令和元年度 3517

今期見こみ量 令和３年度 3586 令和４年度 3586 令和５年度 3586

単位 ひと月あたりの利用者数 前期実績 平成30年度 195 令和元年度 186

今期見こみ量 令和３年度 191 令和４年度 191 令和５年度 191

就労移行支援

単位 ひと月あたりの総利用日数

前期実績 平成30年度 6357 令和元年度 6673

今期見こみ量 令和３年度 6780 令和４年度 7050 令和５年度 7320

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 430 令和元年度 438

今期見こみ量 令和３年度 452 令和４年度 470 令和５年度 488

就労継続支援エーがた

単位 ひと月あたりの総利用日数

前期実績 平成30年度 6972 令和元年度 7591

今期見こみ量 令和３年度 8322 令和４年度 8854 令和５年度 9386

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 349 令和元年度 384

今期見こみ量 令和３年度 438 令和４年度 466 令和５年度 494

就労継続支援Ｂがた

単位 ひと月あたりの総利用日数

前期実績 平成30年度 33286 令和元年度 36751

今期見こみ量 令和３年度 41888 令和４年度 44320 令和５年度 46752

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 2061 令和元年度 2266

今期見こみ量 令和３年度 2618 令和４年度 2770 令和５年度 2922

就労定着支援

単位　ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 90 令和元年度 141

今期見こみ量 令和３年度 208 令和４年度 229 令和５年度 253

療養介護

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 126 令和元年度 127

今期見こみ量 令和３年度 127 令和４年度 127 令和５年度 127

福祉がた短期入所・医療がた短期入所

単位　ひと月あたりの総利用日数

前期実績 平成30年度 1911 令和元年度 1857

今期見こみ量 令和３年度 2230 令和４年度 2277 令和５年度 2325

単位　ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 341 令和元年度 356

今期見こみ量 令和３年度 532 令和４年度 537 令和５年度 542

まる３　居住系サービス

自立生活援助（平成30年度新設事業。仙台市では令和元年度より事業所が開設）

ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 なし 令和元年度 4

今期見こみ量 令和３年度 17 令和４年度 17 令和５年度 17

共同生活援助

単位　ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 888 令和元年度 1012

今期見こみ量 令和３年度 1160 令和４年度 1210 令和５年度 1262

施設入所支援

単位　ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 537 令和元年度 545

今期見こみ量 令和３年度 537 令和４年度 537 令和５年度 537

地域生活支援拠点等（新たに設定された項目）

（前期の実績計上はないが、平成30年度から令和２年度はモデル事業として実施）

単位 設置かしょすう

前期実績 平成30年度 なし 令和元年度 なし

今期見こみ量 令和３年度 1 令和４年度 1 令和５年度 1

単位 １年あたりの検証・検討の実施回数

前期実績 平成30年度 なし 令和元年度 なし

今期見こみ量 令和３年度 1 令和４年度 1 令和５年度 1

かっこ２　相談支援

計画相談支援

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績　　　平成30年度 915 令和元年度 993

今期見こみ量　令和3年度 　　　　1073 令和4年度 1159 令和5年度 1252

地域移行支援

単位　ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 0.3 令和元年度 0.4

今期見こみ量 令和3年度 9.0 令和4年度 9.0 令和5年度 9.0

地域定着支援

単位　ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 2.7 令和元年度 3.7

今期見こみ量 令和3年度 9.0 令和4年度 9.0 令和5年度 9.0

かっこ３　障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

児童発達支援

単位　ひと月あたりの総利用日数

前期実績 平成30年度 4615 令和元年度 5266

今期見こみ量 令和３年度 5806 令和4年度 6096 令和5年度 6401

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 554 令和元年度 642

今期見こみ量 令和３年度 735 令和4年度 786 令和5年度 842

放課後等デイサービス

単位　ひと月あたりの総利用日数

前期実績 平成30年度 19700 令和元年度 20442

今期見こみ量 令和３年度 24640 令和4年度 26960 令和5年度 29500

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 1673 令和元年度 1715

今期見こみ量 令和３年度 2053 令和4年度 2247 令和5年度 2458

保育所等訪問支援（新たに設定された項目）

単位 ひと月あたりの総利用日数

前期実績 平成30年度 0 令和元年度 0

今期見こみ量 令和３年度 10 令和4年度 10 令和5年度 10

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 0 令和元年度 0

今期見こみ量 令和３年度 5 令和4年度 5 令和5年度 5

居宅訪問がた児童発達支援（令和３年度から実施予定）

単位　ひと月あたりの総利用日数

前期実績 平成30年度 なし 令和元年度 なし

今期見こみ量 令和３年度 50 令和4年度 50 令和5年度 50

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 なし 令和元年度 なし

今期見こみ量 令和３年度 10 令和4年度 10 令和5年度 10

福祉型障害じ入所施設・医療型障害じ入所施設

単位　ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 40 令和元年度 49

今期見こみ量 令和３年度 58 令和4年度 58 令和5年度 58

障害じ相談支援

単位　ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 158 令和元年度 169

今期見こみ量 令和３年度 180 令和4年度 192 令和5年度 205

医療的ケアじに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

単位　１年あたりの配置人数

前期実績 平成30年度 4 令和元年度 6

今期見こみ量 令和３年度 11 令和4年度 12 令和5年度 13

障害じ等保育事業

単位　各年度しがつついたち時点の人数

前期実績 平成30年度 537 令和元年度 591

今期見こみ量 令和３年度 629 令和4年度 643 令和5年度 650

放課後児童健全育成事業

単位　年度あたりの登録者数

前期実績 平成30年度 387 令和元年度 338

今期見こみ量 令和３年度 373 令和4年度 377 令和5年度 373

かっこ４　発達障害のあるかた等に対する支援

発達障害者支援地域協議会の開催

単位　１年あたりの回数

前期実績 平成30年度 4 令和元年度 4

今期見こみ量 令和３年度 4 令和４年度 4 令和５年度 4

発達障害者支援センターによる相談支援

単位　１年あたりの件数

前期実績 平成30年度 8848 令和元年度 8865

今期見こみ量 令和３年度 8900 令和４年度 8900 令和５年度 8900

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関えの助言

単位　１年あたりの件数

前期実績　　　平成30年度 2813 令和元年度 2633

今期見こみ量　令和３年度 2686 令和４年度 2800 令和５年度 2900

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民えの研修、啓発

単位　１年あたりの件数

前期実績　　　平成30年度 10 令和元年度 8

今期見こみ量　令和３年度 10 令和４年度 10 令和５年度 10

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（新たに設定された項目）

（令和元年度及び令和２年度は準備期間として支援者養成研修を実施。令和３年度以降より研修を修了した支援者が保護者を対象に実施予定。）

単位　１年あたりの人数

前期実績　　　平成30年度　　　　なし　　令和元年度　　　なし

今期見こみ量　令和３年度 150 令和４年度 200 令和５年度 290

ペアレントメンターの人数（新たに設定された項目）

単位　人数

前期実績 平成30年度 27 令和元年度 27

今期見こみ量 令和３年度 29 令和４年度 31 令和５年度 33

ピアサポートの活動への参加人数（新たに設定された項目）

１年あたりの参加者数

前期実績 平成30年度 443 令和元年度 497

今期見こみ量 令和３年度 530 令和４年度 530 令和５年度 530

かっこ５　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

単位 １年あたりの開催回数

前期実績 平成30年度 1 令和元年度 1

今期見こみ量 令和３年度 2 令和４年度 1 令和５年度 1

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

単位 １年あたりの参加者数

前期実績 平成30年度 15 令和元年度 15

今期見こみ量 令和３年度 のべ36 令和４年度 18 令和５年度 18

（現在の委員数は18名であり、令和３年度は２回開催のため、延べ参加者数を見こみ量に設定）

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

単位 目標設定の有無

前期実績 平成30年度 なし 令和元年度 あり

今期見こみ量 令和３年度 あり 令和４年度 あり 令和５年度 あり

単位 １年あたりの評価実施回数

前期実績 平成30年度 0 令和元年度 1

今期見こみ量 令和３年度 2 令和４年度 1 令和５年度 1

精神障害者の地域移行支援

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 0.3 令和元年度 0.4

今期見こみ量 令和３年度 9.0 令和４年度 9.0 令和５年度 9.0

精神障害者の地域定着支援

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 2.7 令和元年度 3.7

今期見こみ量 令和３年度 9.0 令和４年度 9.0 令和５年度 9.0

精神障害者の共同生活援助

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 312 令和元年度 347

今期見こみ量 令和３年度 396 令和４年度 413 令和５年度 431

精神障害者の自立生活援助

単位 ひと月あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 なし　 令和元年度 4

今期見こみ量 令和３年度 9 令和４年度 9 令和５年度 9

かっこ６　相談支援体制の充実・強化のためのとりくみ

（基幹相談支援センターにおけるとりくみ。なお、基幹相談支援センターは令和２年しちがつに開設。）

総合的・専門的な相談支援

単位 実施の有無

前期実績 平成30年度 なし　 令和元年度 なし

今期見こみ量 令和３年度 あり 令和４年度 あり 令和５年度 あり

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

単位 １年あたりの件数

前期実績 平成30年度 なし　 令和元年度 なし

今期見こみ量 令和３年度 126 令和４年度 136 令和５年度 146

地域の相談支援事業者の人材育成支援

単位 １年あたりの件数

前期実績 平成30年度 なし　 令和元年度 なし

今期見こみ量 令和３年度 5 令和４年度 5 令和５年度 5

地域の相談機関との連携強化のとりくみ

単位 １年あたりの回数

前期実績 平成30年度 なし　 令和元年度 なし

今期見こみ量 令和３年度 61 令和４年度 61 令和５年度 61

かっこ７　障害福祉サービスの質を向上させるためのとりくみ

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

単位 １年あたりの人数

前期実績 平成30年度 37 令和元年度 36

今期見こみ量 令和3年度 36 令和４年度 36 令和５年度 36

実地指導等の実施

単位 １年あたりの回数

前期実績 平成30年度 97 令和元年度 70

今期見こみ量 令和3年度 100 令和４年度 100 令和５年度 100

集団指導の実施

単位 １年あたりの回数

前期実績 平成30年度 1 令和元年度 1

今期見こみ量 令和3年度 2 令和４年度 2 令和５年度 2

かっこ８　地域生活支援事業

必須事業

理解促進研修・啓発事業

単位　実施の有無

前期実績 平成30年度 あり 令和元年度 あり

今期見こみ量 令和３年度 あり 令和４年度 あり 令和５年度 あり

自発的活動支援事業

単位　実施の有無

前期実績 平成30年度 あり 令和元年度 あり

今期見こみ量 令和３年度 あり 令和４年度 あり 令和５年度 あり

障害者相談支援事業

単位 実施かしょすう

前期実績 平成30年度 16 令和元年度 16

今期見こみ量 令和３年度 16 令和４年度 16 令和５年度 16

単位 基幹相談支援センター設置の有無

前期実績 平成30年度 なし 令和元年度 なし

今期見こみ量 令和３年度 あり 令和４年度 あり 令和５年度 あり

成年後見制度利用支援事業

単位 １年あたりの制度利用申請件数（障害）

前期実績 平成30年度 15 令和元年度 20

今期見こみ量 令和３年度 15 令和４年度 15 令和５年度 15

意思疎通支援事業

まる１　手話通訳者派遣事業

単位 １年あたりの派遣人数

前期実績 平成30年度 1161 令和元年度 1112

今期見こみ量 令和３年度 1190 令和４年度 1190 令和５年度 1190

まる２　要約筆記（資料編４「用語の解説」に説明を記載）しゃ派遣事業

単位 １年あたりの派遣人数

前期実績 平成30年度 130 令和元年度 65

今期見こみ量 令和３年度 65 令和４年度 65 令和５年度 65

まる３　手話通訳者設置事業

単位 設置数

前期実績 平成30年度 7 令和元年度 7

今期見こみ量 令和３年度 7 令和４年度 7 令和５年度 7

日常生活用具給付等事業

（仙台市では令和３年１月より給付事業から支給事業に切り替え。）

まる１　介護・訓練支援用具

単位 １年あたりの支給件数

前期実績 平成30年度 97 令和元年度 119

今期見こみ量 令和３年度 119 令和４年度 119 令和５年度 119

まる２　自立生活支援用具

単位 １年あたりの支給件数

前期実績 平成30年度 167 令和元年度 172

今期見こみ量 令和３年度 172 令和４年度 172 令和５年度 172

まる３　在宅療養等支援用具

単位 １年あたりの支給件数

前期実績 平成30年度 233 令和元年度 239

今期見こみ量 令和３年度 239 令和４年度 239 令和５年度 239

まる４　情報・意思疎通支援用具

単位 １年あたりの支給件数

前期実績 平成30年度 226 令和元年度 248

今期見こみ量 令和３年度 248 令和４年度 248 令和５年度 248

まる５　排泄管理支援用具

単位 １年あたりの支給件数

前期実績 平成30年度 21785 令和元年度 23145

今期見こみ量 令和３年度 23645 令和４年度 24145 令和５年度 24645

まる６　　居宅生活動作補助用具

単位 １年あたりの支給件数

前期実績 平成30年度 30 令和元年度 28

今期見こみ量 令和３年度 28 令和４年度 28 令和５年度 28

合計

単位 １年あたりの支給件数

前期実績 平成30年度 22538 令和元年度 23951

今期見こみ量 令和３年度 24451 令和４年度 24951 令和５年度 25451

手話奉仕員養成研修事業

単位 １年あたりの養成講習修了者数

前期実績 平成30年度 36 令和元年度 35

今期見こみ量 令和３年度 40 令和４年度 40 令和５年度 40

移動支援事業

単位 １年あたりの利用時間数

前期実績 平成30年度 129908 令和元年度 127281

今期見こみ量 令和３年度 128046 令和４年度 128430 令和５年度 128815

単位 １年あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 918 令和元年度 899

今期見こみ量 令和３年度 976 令和４年度 1017 令和５年度 1060

地域活動支援センター（基礎的事業）

単位 実施かしょすう

前期実績 平成30年度 14 令和元年度 14

今期見こみ量 令和３年度 13 令和４年度 13 令和５年度 13

単位 １年あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 408 令和元年度 385

今期見こみ量 令和３年度 397 令和４年度 405 令和５年度 413

地域活動支援センター（機能強化事業）

単位 実施かしょすう

前期実績 平成30年度 6 令和元年度 6

今期見こみ量 令和３年度 6 令和４年度 6 令和５年度 6

単位 １年あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 165 令和元年度 211

今期見こみ量 令和３年度 181 令和４年度 181 令和５年度 181

専門性の高い相談支援事業

まる１　発達障害者支援センター運営事業

単位 実施かしょすう

前期実績 平成30年度 2 令和元年度 2

今期見こみ量 令和３年度 2 令和４年度 2 令和５年度 2

単位 １年あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 4391 令和元年度 4355

今期見こみ量 令和３年度 4330 令和４年度 4410 令和５年度 4500

まる２　障害じ等療育支援事業

単位 実施かしょすう

前期実績 平成30年度 5 令和元年度 5

今期見こみ量 令和３年度 5 令和４年度 5 令和５年度 5

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

まる１　手話通訳者

単位 １年あたりの養成講習修了者数

前期実績 平成30年度 11 令和元年度 5

今期見こみ量 令和３年度 20 令和４年度 20 令和５年度 20

まる２　要約筆記者

単位 １年あたりの養成講習修了者数

前期実績 平成30年度 14 令和元年度 20

今期見こみ量 令和３年度 10 令和４年度 10 令和５年度 10

まる３　盲ろうしゃ通訳・介じょ員

単位 １年あたりの養成講習修了者数

前期実績 平成30年度 8 令和元年度 14

今期見こみ量 令和３年度 8 令和４年度 8 令和５年度 8

まる４　失語症者向け意思疎通支援者

（令和２年度開始事業）

単位　１年あたりの養成講習修了者数

前期実績　平成30年度　なし　令和元年度　なし

今期見こみ量 令和３年度 8 令和４年度 8 令和５年度 8

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

まる１　広域派遣（手話通訳者・要約筆記者）

単位 １年あたりの派遣人数

前期実績 平成30年度 16 令和元年度 19

今期見こみ量 令和３年度 18 令和４年度 18 令和５年度 18

まる２　盲ろうしゃ通訳・介じょ員

単位 １年あたりの派遣人数

前期実績 平成30年度 558 令和元年度 493

今期見こみ量 令和３年度 528 令和４年度 528 令和５年度 528

単位 １年あたりの派遣利用時間

前期実績 平成30年度 2164 　令和元年度 1953

今期見こみ量 令和３年度 2277 令和４年度 2460 令和５年度 2657

広域的な支援事業

まる１　精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ア　地域生活支援広域調整会議等事業

単位　実施の有無

前期実績 平成30年度 あり 令和元年度 あり

今期見こみ量 令和３年度 あり 令和４年度 あり 令和５年度 あり

イ　地域移行・地域生活支援事業

単位 ピアスタッフ人数

前期実績 平成30年度 2 令和元年度 2

今期見こみ量 令和３年度 2 令和４年度 2 令和５年度 2

まる２　発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

単位 １年あたりの協議会開催回数

前期実績 平成30年度 4 令和元年度 4

今期見こみ量 令和３年度 4 令和４年度 4 令和５年度 4

任意事業

日常生活支援

まる１　福祉ホームの運営

単位 実施かしょすう

前期実績 平成30年度 2 令和元年度 2

今期見こみ量 令和３年度 3 令和４年度 3 令和５年度 3

単位 １年あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 27 令和元年度 29

今期見こみ量 令和３年度 47 令和４年度 49 令和５年度 49

まる２　訪問入浴サービス

単位 １年あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 119 令和元年度 112

今期見こみ量 令和３年度 114 令和４年度 115 令和５年度 117

まる３　生活訓練等

単位 １年あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 617 令和元年度 577

今期見こみ量 令和３年度 713 令和４年度 713 令和５年度 713

まる４　日中一時支援

単位 １年あたりの回数

前期実績 平成30年度 1973 令和元年度 2056

今期見こみ量 令和３年度 9612 令和４年度 9612 令和５年度 9612

単位 １年あたりの利用者数

前期実績 平成30年度 26 　　 令和元年度 17

今期見こみ量 令和３年度 599 令和４年度 599 令和５年度 599

まる５　地域移行のための安心生活支援

（地域生活支援拠点は前期実績計上はないが、平成30年度から令和２年度はモデル事業として実施。）

単位 地域生活支援拠点設置の有無

前期実績 平成30年度　なし　令和元年度　なし

今期見こみ量 令和３年度　あり　令和４年度　あり 令和５年度　あり

まる６　　巡回支援専門員整備

単位 実施児童館数

前期実績 平成30年度 44 令和元年度 51

今期見こみ量 令和３年度 50 令和４年度 50 令和５年度 50

社会参加支援

まる１　レクリエーション活動等支援

単位　１年あたりの参加者数

前期実績　　　平成30年度　3428 　令和元年度　3241

今期見こみ量　令和３年度　3321 　令和４年度　3321　令和５年度 3321

まる２　芸術文化活動振興

単位 １年あたりの参加者数

前期実績 平成30年度 13096 令和元年度　　　13066

今期見こみ量 令和３年度 13196 令和４年度 13327 令和５年度 13461

まる３　点字・声の広報等発行

単位 １年あたりの利用者数

前期実績　　　　平成30年度　　　651 　　令和元年度 622

今期見こみ量 令和３年度 550 令和４年度 517 令和５年度 486

まる４　奉仕員養成研修

ア　点やく奉仕員

単位 １年あたりの養成研修修了者数

前期実績 平成30年度 10 前期実績 11

今期見こみ量 令和３年度 10 令和４年度 10 令和５年度 10

イ　朗読奉仕員

単位 １年あたりの養成研修修了者数

前期実績 平成30年度 8 前期実績 8

今期見こみ量 令和３年度 10 令和４年度 10 令和５年度 10

まる５　障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業

単位　１年あたりの新規相談件数

前期実績　　　　平成30年度 21　　　令和元年度 20

今期見こみ量 令和３年度 20 令和４年度 22 令和５年度 22

単位 １年あたりの研修開催件数

前期実績　　　　平成30年度 15　　　令和元年度 14

今期見こみ量 令和３年度 15 令和４年度 15 令和５年度 15

かっこ９　地域生活支援促進事業

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

単位　累積受講者数

前期実績 平成30年度 45 令和元年度 76

今期見こみ量 令和３年度 90 令和４年度 95 令和５年度 100

発達障害者支援体制整備事業

単位 マネジャー配置数

前期実績　　　　平成30年度 3 令和元年度 3

今期見こみ量 令和３年度 3 令和４年度 4 令和５年度 4

単位 １年あたりのマネジャー支援のべ件数

前期実績 平成30年度 983 令和元年度 1034

今期見こみ量 令和３年度 1066 令和４年度 1140 令和５年度 1190

単位 １年あたりの自閉症センター相談のべ件数

前期実績　　　　平成30年度 6711 令和元年度 7751

今期見こみ量 令和３年度 9001 令和４年度 9401 令和５年度 9801

単位 １年あたりのセミナー等開催回数

前期実績 平成30年度 1 令和元年度 0

今期見こみ量 令和３年度 2 令和４年度 2 令和５年度 2

単位 １年あたりのサポートファイル作成数

前期実績 平成30年度 361 令和元年度 375

今期見こみ量 令和３年度 430 令和４年度 435 令和５年度 440

単位 １年あたりの自立支援事業利用者数

前期実績 平成30年度 10 令和元年度 10

今期見こみ量 令和３年度 10 令和４年度 10 令和５年度 10

障害者虐待防止対策支援事業

単位 実施の有無

前期実績 平成30年度 あり 令和元年度 あり

今期見こみ量 令和３年度 あり 令和４年度 あり 令和５年度 あり

医療的ケアじ等総合支援事業

単位 １年あたりの研修開催回数

前期実績 平成30年度 1 令和元年度 1

今期見こみ量 令和３年度 1 令和４年度 1 令和５年度 1

単位 コーディネーター配置人数

前期実績　　　　平成30年度 2 令和元年度 2

今期見こみ量 令和３年度 2 令和４年度 2 令和５年度 2

単位 医療型短期入所事業所数

前期実績　　　　平成30年度 4 令和元年度 4

今期見こみ量 令和３年度 4 令和４年度 4 令和５年度 4

成年後見制度普及啓発事業

単位 実施の有無

前期実績　　　　平成30年度　あり　　　　令和元年度　あり

今期見こみ量 令和３年度　あり 令和４年度　あり　　　　令和５年度　あり

発達障害じしゃ及び家族等支援事業

単位 １年あたりのペアレントトレーニング等受講者数

（令和元年度及び令和２年度は準備期間として支援者養成研修を実施。令和３年度以降より

研修を修了した支援者が保護者を対象に実施予定。）

前期実績 平成30年度　なし　令和元年度　なし

今期見こみ量 令和３年度 150 令和４年度 200 令和５年度 290

単位 ペアレントメンター数

前期実績　平成30年度 27　令和元年度 27

今期見こみ量 令和３年度 29 令和４年度 31 令和５年度 33

単位 １年あたりのピアサポート参加人数

前期実績 平成30年度 443 令和元年度 497

今期見こみ量 令和３年度 530 令和４年度 530 令和５年度 530

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

単位 実施の有無

前期実績 平成30年度 あり 令和元年度 あり

今期見こみ量 令和３年度 あり 令和４年度 あり 令和５年度 あり

障害者ICTサポート総合推進事業

（令和元年度開始事業）

単位 １年あたりの相談支援者数

前期実績 平成30年度　なし　令和元年度 28

今期見こみ量 令和３年度 50 令和４年度 50 令和５年度 50

単位 １年あたりのボランティア養成者数

前期実績　平成30年度　なし　令和元年度 2

今期見こみ量 令和３年度 4 令和４年度 4 令和５年度 4

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

（令和元年度開始事業）

単位 １年あたりの利用者数

前期実績　　　平成30年度　なし　令和元年度　1

今期見こみ量　令和３年度　1　　 令和４年度　1　令和５年度　1

第５章　障害者せ策を推進するための方策

仙台市では、「仙台市障害者保健福祉計画」において、「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のみやこをともにつくる」を基本目標に掲げて障害者せ策を推進しています。

障害のあるかたがたに対し、生涯に渡り切れ目のない総合的な支援をおこなっていくために、「仙台市障害福祉計画（第６期）」と「仙台市障害じ福祉計画（第２期）」、「仙台市障害者保健福祉計画」の３計画を一体的に推進する必要があります。

基本目標の実現に向けて、障害のあるかたを取り巻く状況等を踏まえ、障害者せ策を推進するために、以下のことに取り組みます。

１　新型コロナウイルス感染症えの対応

当面の対応として以下のとりくみを進めますが、新型コロナウイルスに限らず今後新しい感染症等が発生・流行するなど、大きな影響を及ぼす事態が起きた場合は、その教訓を踏まえて、適宜適切な対応に努めます。

かっこ１　情報保障（資料編４「用語の解説」に説明を記載）の確保と各種イベント・研修の実施

障害のあるかたに新型コロナウイルス感染症に関する情報が広く行き届くよう、関係機関と連携し、障害の種類や程度に応じた適切な情報保障の確保に努めます。

また、各種イベントや研修については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン」を遵守しながら、着実な実施に努めます。

かっこ２　在宅で生活する障害のあるかたえの支援と訪問系サービス提供の継続

障害のあるかたの家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し、一時的に在宅での生活が困難となった場合のうけいれ体制を確保するとともに、訪問系サービスの提供が途絶えることのないよう、事業所えの支援を進めます。

かっこ３　障害福祉サービス事業所等における感染防止対策の実施とサービス提供の継続

障害福祉サービスを行う事業所や施設における感染症拡大防止を図るため、衛生ようひんの配布など衛生管理体制の強化を図るとともに、事業所等の職員に対し感染防止に必要な知識・技術の情報発信等をおこないます。

また、事業所等において感染者が発生した場合にも、利用者が引き続き必要なサービスを受けられるよう、備蓄する衛生・防護ようひんの速やかな配付や事業所等の消毒等の支援を行うとともに、県が構築を進める法人の枠を超えた応援職員派遣体制の確保に協力していきます。

２　今後取り組むべき事項

かっこ１　障害理解・差別解消の促進

一層の障害理解の促進のため、障害のあるかたと接する機会の少ない市民や事業者等に対する啓発を強化するとともに、多様な広報方法を活用し効果的な周知啓発を進めます。また、障害者差別解消法の見直しに関する国の動向を注視しながら、差別相談えの対応を着実に進めます。

かっこ２　障害じ相談支援体制の充実・強化

未就学じの発達相談を拡充し、発達に不安のある児童に対する支援の充実に努めます。また、アーチルと市内11ヵ所の児童発達支援センターが連携して、区保健福祉センター、地域の子育て支援機関、学校等の関係機関と支援方針を共有しながら、連携体制を強化するとともに、関係機関等に対する研修等人材育成に関するとりくみをさらに進めるなど、身近な地域で相談支援が受けられるよう相談支援体制の強化・拡充を図ります。

かっこ３　地域生活支援拠点・基幹相談支援センター等重層的な支援体制の拡充

障害のあるかたやその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターにおいて、緊急じの支援やちゅうちょう期的な予防的視点でのコーディネート及び相談支援事業所等に対するサポートを実施することで、地域の相談支援体制の充実を図ります。

かっこ４　重度の障害のあるかたに対する支援の充実

重症心身障害じしゃや医療的ケアじしゃ・行動障害のあるかた等が、障害福祉サービスを円滑に利用しながら地域で生活を送ることができるよう、放課後等デイサービス事業所やグループホームえのうけいれ促進等に向けた支援の充実を図ります。

かっこ５　就労と社会参加の充実

障害のあるかたが働く喜びや生きがいを感じることができるよう、一般就労や福祉的就労（資料編４「用語の解説」に説明を記載）えの支援により、障害者就労支援体制の充実を図ります。

また、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動を通じて、障害のあるかたが成果を発表する機会をつくるとともに、障害のあるかたとない方との交流の場をそうしゅつするため、ボランティアの育成等による障害者スポーツのすそ野の拡大や文化芸術活動の振興に取り組んでいきます。

第６章　計画の推進

１　推進体制

子育てや教育等の庁内関係部署や、市民や事業者等の福祉の担い手となる様々な主体と協働して、計画を推進していきます。

また、学識経験者や障害当事者、障害者団体や関係機関で構成される仙台市障害者せ策推進協議会において、計画の進捗等に関する監視や調査等を実施していきます。

２　各主体の役割

かっこ１　行政（仙台市）

国やみやぎ県、関係機関と協調し、様々な主体と連携することで、支援のネットワークを強化し、障害のあるかたが地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進していきます。

かっこ２　障害者団体・事業所

団体や事業所かんの連携を深めることで、生活の支援や当事者活動の一層の促進を図り、障害のあるかたの自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

かっこ３　企業

障害のあるかたの雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障害のあるかたが住みやすい地域や社会づくりえのとりくみが期待されます。

かっこ４　地域

地域における市民、団体、企業などのつながりが強くなることで、障害があっても安心して暮らすことができる環境づくりに結びつくことが期待されます。

かっこ５　市民

市民一人ひとりが障害や障害のあるかたえの理解を深め、正しい知識と意識を持って、障害のあるかたもない方もともに暮らす社会の実現に向けて努力していく必要があります。

３　計画の普及・啓発

仙台市ホームページえの掲載や市区庁舎等での配布により、仙台市の障害者せ策の考え方や内容について広く市民に周知していきます。

　また、計画冊子に音声コードを添付するほか、点字版、テキスト版、デイジー版、音声版、拡大版及び平易版の計画を作成し、障害により情報を得ることが難しいかたに対する情報保障を充実していきます。

４　計画の達成状況の点検及び評価

到達目標及び見こみ量については、定期的に実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、まいねんど、仙台市障害者せ策推進協議会に報告し公表するものとします。

当協議会においては、計画に係る監視・調査・分析・評価をおこない、この結果に基づいて所要の対策を検討・実施していきます。

資料編

【目次】

１　本計画策定の経緯

２　関係条例等

３　障害福祉サービス等についての説明

４　用語の解説

資料編１　本計画策定の経緯

１　策定の経過

令和２年６月25日 第１回仙台市障害者施策推進協議会（諮問、計画策定）

10月23日 第２回仙台市障害者施策推進協議会（計画中間案骨子）

12月1日 第３回仙台市障害者施策推進協議会（計画中間案、パブリックコメント概要）

12月17日から令和３年１月22日 パブリックコメント実施

３月５日 第４回仙台市障害者施策推進協議会（パブリックコメント結果、答申案）

３月16日 答申

２　仙台市障害者施策推進協議会委員名簿（五十音順・敬称略）

委員名 所属・職名　かっこないは委員任期

阿部 一彦　【会長】 東北福祉大学教授　社会福祉法人仙台市障害者福祉協会　会長

おお坂 純　【副会長】 東北こども福祉専門学院　副学院長

安達　ふみひろ 仙台公共職業安定所　職業相談部長（平成31年４月１日から）

岩槻　としかつ 心のネットワークみやぎ　会長（令和２年３月31日まで）

奥田　妙子 社会福祉法人愛せん会　こうせん学園施設長

小野　あやか 特定非営利活動法人スイッチ 副理事長・常務理事　特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会

小幡　かおり 仙台弁護士会（高齢者・障害者の権利に関する委員会委員）

川村 和久 かわむらこどもクリニック 院長　一般社団法人仙台市医師会 理事

かんの　としえ 特定非営利活動法人グループゆう　仙台市サンホーム園長

佐々木　ひろしげ 佐々木歯科クリニック　院長　一般社団法人仙台歯科医師会　理事

柴田　和子 みやぎ県自閉症協会　副会長

鈴木　清隆 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会　常務理事（令和２年３月31日まで）

清野　ちかこ みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチーム七夕　代表

高橋　あつこ 社会福祉法人共生福祉会　仙台ワークキャンパス園長

瀧澤　ひとし 仙台公共職業安定所　職業相談部長（平成31年３月31日まで）

寺田　きよのぶ 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会　常務理事（令和２年６月１日から）

中嶋　かつこ 仙台市障害者スポーツ協会　理事

中村　さえみ 仙台市知的障害者関係団体連絡協議会　副会長

西尾　まさあき 東北福祉大学せんだんホスピタル 副院長　一般社団法人仙台市医師会

はせ倉　敦子 全国膠原病友の会みやぎ支部　支部長　みやぎ県患者・家族団体連絡協議会 理事

はら　新太郎 仙台市教育局学校教育ぶ特別支援教育課長

三浦　つよし 東北福祉大学総合福祉学部　教授

山下　はる奈 特定非営利活動法人シャロームの会 就労支援員・ピアスタッフ（令和２年６月１日から）

３　中間案への意見募集（パブリックコメント）

かっこ１　意見募集期間

　　令和２年12月17日（木曜日）から令和３年1月22日（金曜日）

かっこ２　意見募集方法

・市政だより（令和３年１月号）及び仙台市ホームページに掲載

・仙台市施設等における配布・閲覧の実施

各区役所・総合支所の総合案内及び障害高齢課・保健福祉課、障害福祉ぶ各公所（障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、

北部及び南部発達相談支援センター）、市民のへや、市政情報センター、みやぎ野区・若林区・たいはく区情報センター、

各市民センター、図書館、仙台市福祉プラザ等

・障害福祉関連の各種団体、障害福祉サービス事業所・施設、特別支援学校、精神科病院への送付

・関係附属機関等の委員や障害者相談員への送付

かっこ３　意見提出方法

　専用葉書、郵送、電子メール、ファクス、みやぎ電子申請、その他障害に応じた提出方法

かっこ４　情報保障

・点やくばんを各区役所・総合支所及び障害者総合支援センターに閲覧用設置

・ルビ付きばん、平易版（わかりやすい言葉づかいで記載したもの）及びテキストデータを仙台市ホームページに掲載

かっこ５　意見提出数・件数

・提出数　13件（内訳　専用葉書６、電子申請４、電子メール２、ファクス１）

・意見件数　42件

かっこ６　意見の内訳

項目　件数　の順

計画全般 ４件

第１章　計画策定の概要 ３件

第３章　到達目標 ４件

第４章　障害福祉サービス等の見こみ量及びその確保のための方策 ５件

第５章　障害者施策を推進するための方策 ５件

第６章　計画の推進 ２件

事業・サービス等 16件

そのた ３件

合計 42件

資料編２　関係条例等

１　仙台市障害者せ策推進協議会条例

昭和63年12月20日

仙台市条例第128号

　（趣旨）

第１条　この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第３項の規定に基づき、同条第１項の規定により審議会その他の合議制の機関として設置する仙台市障害者せ策推進協議会（以下「協議会」という。）及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。

　（組織）

第２条　協議会は、委員25人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

　一　関係行政機関の職員

　二　学識経験者

　三　障害者

　四　障害者の福祉に関する事業に従事する者

　五　仙台市の職員

　（委員の任期）

第３条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期かんとする。

２　委員は、再任されることができる。

　（専門委員）

第４条　専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、第２条第２項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

　（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

　（会議）

第６条　会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

２　協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

２　仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針

平成30年３月８日

仙台市障害者施策推進協議会決定

第1　趣旨

仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）わ、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める次に掲げる事務を一体的におこない、障害者施策の継続的な改善と向上を図るものとする。

１　障害者基本法第36条第１項第２号に定める障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること

２　障害者総合支援法第88条の２に定める市町村障害福祉計画に係る調査、分析及び評価すること

３　児童福祉法第33条の21に定める市町村障害じ福祉計画に係る調査、分析及び評価すること

第２　計画

この方針において、計画とは、仙台市障害者保健福祉計画、仙台市障害福祉計画及び仙台市障害じ福祉計画をいう。

第３　監視等

この方針において、監視等は、監視、調査、分析及び評価をいい、次の手法によりおこなうものとする。

１　監視

協議会は、次のアからエまでに掲げる事業等について、毎ねんど、前年度の状況又は見こみ量の推移等を基に進捗状況に関する資料を作成する。

ア　仙台市障害者保健福祉計画に掲載されている事業

イ　仙台市障害者保健福祉計画に掲載されていない新規事業等

ウ　仙台市障害福祉計画及び仙台市障害じ福祉計画に掲げる数値目標及び見こみ量

エ　仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（以下「条例」という。）に基づいて実施する事業

２　調査

協議会は、障害者やその家族、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業所、有識者等に対し、面談又は懇談会もしくは簡易な調査票配布等により、障害者やその家族の生活の状況、障害福祉サービスの利用意向、事業所の運営状況、条例に基づく事業や相談の実施状況などに関する調査を行う。

３　分析及び評価

協議会は、１監視及び２調査のほか、仙台市が行う障害者等保健福祉基礎調査等に基づき、各事業等のとりくみ状況や障害者の生活実態等を総合的に分析し、計画及び条例に基づく事業の進捗及び達成状況に係る総合的な評価について審議する。

第４　監視等の進め方

監視等の進め方は、毎ねんど、協議会において決定する。ただし、第３の１監視に係る資料については、毎年９月を目途に作成するものとする。

第５　そのた

(1) 結果の公表

監視等に係る資料として協議会に提出されたもの及び審議経過については、協議会の資料として公表する。

(2) 監視等に基づく意見等

協議会は、監視等に基づき、必要に応じ、仙台市の障害者施策について意見を述べるものとする。

資料編３　障害福祉サービス等についての説明

　本編第４章の「３　見こみ量」に記載する障害福祉サービス等について、事業内容を項目ごとに説明します。

１　障害福祉サービス

まる１　訪問系

居宅介護 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。

重度訪問介護 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を必要とするかたに対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、外出じにおける移動支援などを総合的におこないます。

同行援護 視覚障害により移動に著しい困難があるかたに、移動に必要な情報の提供や移動の援護などの外出支援をおこないます。

行動援護 自己判断能力が制限されているかたが行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援をおこないます。

重度障害者等包括支援 介護の必要性が高いかたに、居宅介護、重度訪問介護、行動援護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

まる２　日中活動系

生活介護 日中、常時介護を必要とするかたに、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、理学療法、作業療法など、しんたい機能向上のために必要な訓練をおこないます。

自立訓練（生活訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練をおこないます。

就労移行支援 企業などに雇用を希望するかたに、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などをおこないます。

就労継続支援エーがた 企業などに雇用されることが困難なかたに働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などをおこないます（雇用契約を結びます）。

就労継続支援Bがた 企業などに雇用されることが困難なかたに働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などをおこないます（雇用契約を結びません）。

就労定着支援 一般就労に移行したかたの就労に伴う生活面の課題に対して、企業・自宅などえの訪問や、必要な連絡調整や指導・助言等を行うことで、本人の就労の継続を図ります。

療養介護 医療と常時介護を必要とするかたに、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の支援をおこないます。

短期入所（福祉がた、医療がた） 自宅で介護をおこなっているかたが病気の場合などに、短期かん、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。

まる３　居住系

自立生活援助 一人ぐらしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援をおこないます。

共同生活援助 夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。

施設入所支援 施設に入所する障害のあるかたに対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。

地域生活支援拠点等 障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、相談、緊急じのうけいれ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった居住支援をおこないます。

２　相談支援

計画相談支援 障害福祉サービスの利用申請じのサービス等利用計画案の作成、サービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成をおこないます。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング期間ごとに検証し、必要に応じて見直しをおこないます。

地域移行支援 障害者支援施設などに入所しているかたや精神科病院に入院しているかたに対して、住居の確保や地域生活移行に関する相談、外出じの同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援をおこないます。

地域定着支援 居宅において単身で生活する障害のあるかたに対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急じには必要な支援をおこないます。

３　障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

児童発達支援 障害のある児童や発達に不安のある児童が、日常生活における基本的動作や知識などを習得し、集団生活に適応することができるように支援をおこないます。

放課後等デイサービス 就学中の障害のある児童や発達に不安のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりをおこないます。

保育所等訪問支援 訪問支援員が保育所や幼稚園等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援などの必要な支援を提供します。

居宅訪問がた児童発達支援 重い障害等により外出が困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作や知識などを習得して集団生活に適応することができるように支援をおこないます。

福祉がた障害じ入所施設・医療型障害じ入所施設 障害じ入所施設や指定医療機関に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導、治療などをおこないます。

障害じ相談支援 障害じ通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）の利用申請じの「障害じ支援利用計画案」の作成、支給決定後の連絡調整、「障害じ支援利用計画」の作成をおこないます。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング期間ごとに検証し、必要に応じて見直しをおこないます。

医療的ケアじに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター 人工呼吸き等の医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害じなどが地域で安心して暮らしていけるようにするための支援を総合的に調整する者を指します。

障害じ等保育事業 保育施設等において保育が可能な、障害等のある生後５かげつ以上の児童の保育をおこないます。

放課後児童健全育成事業 就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、児童館等において適切な遊びや生活の場を提供します。

４　発達障害のあるかた等に対する支援

発達障害者支援地域協議会 自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のあるかた等への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係者で構成する協議会を指します。

発達障害者支援センター 発達障害の早期発見、早期の発達支援などのために、発達障害のあるかた、その家族、関係者に対して、専門相談、情報の提供、助言などを行う機関を指し、仙台市では北部及び南部アーチルを指します。

発達障害者地域支援マネジャー 発達障害じしゃの支援に相当の経験と知識のある社会福祉士など、市町村、事業所、医療機関など関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的に行うことができる者を指します。

ペアレントトレーニング 障害のある児童の保護者を対象とし、児童の行動変容を目的に、褒め方や指示などの具体的な教育スキルを獲得することを目指したトレーニングをおこないます。

ペアレントプログラム 保護者が子どもの特性を知り、関わり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的とした子育て支援のプログラムを指します。ペアレントトレーニングのぜん段階の基本トレーニングとして位置づけられます。

ペアレントメンター 発達に不安のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者を指します。ペアレントメンターは、子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、地域資源に関する情報を提供するとともに、孤立感や不安を軽減するようサポートをおこないます。

ピアサポート 同じような悩みや背景を持つ人、障害のあるかた同士が、対等な立場で互いに支え合うことを指します。（ピアは仲間や同僚の意味）

５　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場 仙台市では、仙台市精神保健福祉審議会を保健、医療、福祉関係者による協議の場として位置づけ、「仙台市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議をおこないます。

精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助及び自立生活援助については、「１　障害福祉サービス」と「２　相談支援」に記載の事業のうち、対象を精神障害のあるかたに限定したものになります。

６　相談支援体制の充実・強化のためのとりくみ

基幹相談支援センター 仙台市では、地域の相談支援事業所等の相談支援従事者に対し、訪問等による総合的・専門的な指導助言や、研修会等を通じた人材育成、地域の相談機関との連携強化のとりくみを実施します。

７　障害福祉サービスの質を向上させるためのとりくみ

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県の実施する、虐待防止・権利擁護に関する研修への参加や相談支援従事者しょにんしゃ研修の聴講などにより、支援の質の向上に努めます。

実地指導等　指定障害福祉サービス事業所等の実地において、自立支援給付等に関して必要があると認める場合に「実地指導」、新たに指定した場合に「新規事業所訪問」、不正の疑いがある場合等に「監査」をおこないます。

集団指導 指定した障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合、または、自立支援給付等に関して必要があると認める場合に、その内容に応じ、講習等の方法によりおこないます。

８ 地域生活支援事業

まる１　必須事業

理解促進研修・啓発事業 障害のあるかたに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などをおこないます。

自発的活動支援事業 障害のあるかた、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

障害者相談支援事業 障害のあるかた、その保護者、支援者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や社会資源の活用のための援助をおこない、自立した生活ができるように支援します。

成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害のあるかたや精神障害のあるかたなどが制度を利用しやすくなるよう、一定の条件のもと、家庭裁判所への申し立てに係る費用や後見人などに支払う報酬ぶんの費用について補助をおこないます。

意思疎通支援事業 手話通訳者や要約筆記者の派遣、点やくやおんやくなどによる情報提供など、聴覚障害や視覚障害のあるかたに対する意思疎通を支援します。また、意思疎通が困難な障害のあるかたが入院した場合に、本人の意思を理解し伝えることができるホームヘルパーをコミュニケーション支援員として病院に派遣します。

日常生活用具給付等事業 重い障害があるかたなどに対して、日常生活の便宜を図るために介護・訓練支援用具など６種の用具の購入費等を支給します（仙台市では、令和3年1月に給付事業から支給事業に切り替え）。

手話奉仕員養成研修事業 聴覚障害のあるかたとの交流活動の促進、理解啓発などの支援者として手話奉仕員の養成研修をおこないます。

移動支援事業 屋外での移動が困難な障害のあるかたが外出するための支援をおこないます。

地域活動支援センター（基礎的事業・機能強化事業） 地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などをおこないます。

発達障害者支援センター運営事業 発達障害者支援センターとして位置づけられる発達相談支援センター（南北アーチル）において、来所や訪問による相談を受け付けます。

障害じ等療育支援事業 障害のあるかたや障害のある児童、その家族の様々な相談に応じて療育指導をおこなうことにより、地域生活を支援します。

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者（手話通訳者と要約筆記者、盲ろうしゃ通訳・かいじょ員、失語症者向け意思疎通支援者）の養成研修をおこないます。

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 手話通訳者と要約筆記者の広域派遣をおこないます。また、盲ろうしゃ通訳・かいじょ員の派遣もおこないます。

精神障害者地域生活支援広域調整等事業 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整業務を行うために、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置します。

また、精神障害の当事者としての視点を活かして、精神障害のあるかたが自らの疾患や病状についてただしく理解することを促し、退院への意欲を喚起するため、ピアスタッフの採用をおこない地域移行・地域定着を支援します。

発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 発達障害者支援地域協議会（39ページに説明あり）を運営します。

まる２　任意事業

福祉ホームの運営 住居を必要とする障害のあるかたに対して、低額な料金で居室や設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供し、地域生活を支援します。

訪問入浴サービス 自宅の浴槽でにゅうよくが困難な重いしんたい障害のあるかたに対して、自宅への訪問によりにゅうよくなどのサービスをおこないます。

生活訓練等 日常生活に必要な訓練を行うことに対する支援をおこないます。

日中一時支援 自宅で介護をおこなっているかたが、病気や冠婚葬祭、休息をとる場合などに、日中一時的に、施設で、入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。

地域移行のための安心生活支援 地域生活への移行や定着を支援するため、緊急一時的な宿泊や地域での一人ぐらしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置をおこないます。仙台市では、地域生活支援拠点においてこれらの支援をおこないます。

巡回支援専門員整備 障害のある児童等の要支援じが利用している児童館において、要支援じへの適切な対応を図るため、学識経験者が児童の様子を観察し、児童館職員への助言等をおこないます。

レクリエーション活動等支援 障害のあるかたの体力向上や交流・余暇活動などの推進、障害者スポーツの普及を目的とした、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

芸術文化活動振興 障害のあるかたの芸術・文化活動を支援する講座などを実施します。

点字・声の広報等発行 点やく、おんやくなどにより、市政だよりや視覚障害者等関係事業、生活情報など地域生活をするうえで必要な情報を定期的に提供します。

奉仕員養成研修 点やく奉仕員、朗読奉仕員の養成研修をおこないます。

障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業 意思の表出に高い困難性を有する重い障害があるかたが、重度障害者用意思伝達装置等を活用しコミュニケーションをとり続けられるよう、技術的な支援をします。

９　地域生活支援促進事業

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 発達障害のあるかたが日頃から受診するかかりつけ医などに対して、発達障害に関する研修を実施します。

発達障害者支援体制整備事業 発達障害者支援センターの地域支援機能を強化するとともに、家族支援体制を整備することで、発達障害のあるかたに対するにゅうようじ期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援をおこないます。

障害者虐待防止対策支援事業 障害のあるかたえの虐待の未然防止や早期発見、虐待発見じの迅速な対応などにつなげるため、研修会の開催や相談受付体制の強化、虐待を受けたかたの保護及び安全確保のための体制整備などに関するとりくみをおこないます。

医療的ケアじ等総合支援事業 医療的ケアじ等の支援を総合調整するコーディネーター等を養成する研修を実施します。また、医療がた短期入所の利用希望者が円滑にサービスを利用するための調整や、事業所かんの連携強化等を図るためのコーディネーターの配置等をおこないます。

成年後見制度普及啓発事業 研修会などの開催やパンフレット・ポスターなどの作成を通じて、成年後見制度の利用を促進し、障害のあるかたの権利擁護を図ります。

発達障害じしゃ及び家族等支援事業 ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの実施、ピアサポートの推進等により、発達障害じしゃやその家族に対する支援体制を整備します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 保健・医療・福祉関係者による協議の場（仙台市精神保健福祉審議会）を通じて、地域課題の共有化を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資するとりくみを推進します。具体的には、精神障害者家族支援事業や精神障害者退院促進支援事業、災害じ地域精神保健福祉体制整備事業、地域移行関連研修を実施します。

障害者ICTサポート総合推進事業 視覚障害のあるかたにICT機器の紹介や利用に係る相談等を実施するとともに、インターネットを通じたサービス利活用や、ICT機器の操作について支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣をおこないます。

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 重い障害のあるかたが大学等に修学するにあたり、大学等が支援体制を構築できるまでの間（原則として最長１年間）、大学等への通学中と大学等の敷地内におけるしんたい介護等を提供します。

資料編４　用語の解説

あいうえお　から始まる用語

ナンバー１ 一般就労　【初出　７ページ】

企業などに就職し、労働契約を結んで働く一般的な働き方。関連用語ナンバー18「福祉的就労」

ナンバー２ 医療的ケアじ　【初出　４ページ】

日常的に経管栄養注入や痰の吸引、導尿補助などの医療的な生活援助行為を必要とする子ども。

かきくけこ　から始まる用語

ナンバー３ 介護給付　【初出　６ページ】

障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、食事や入浴のかいじょ等のいわゆる介護に関する給付。

ナンバー４ 訓練等給付　【初出　６ページ】

障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、就労訓練や生活訓練等の訓練に関する給付。

ナンバー５ 合理的配慮　【初出　４ページ】

障害のあるかたが、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担になり過ぎない範囲で、そのかたの障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。関連用語ナンバー７「（障害を理由とする）差別」

ナンバー６ 心のバリアフリー　【初出　５ページ】

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支え合うこと。

さしすせそ　から始まる用語

ナンバー７ （障害を理由とする）差別　【初出　４ページ】

「不当な差別的取扱い」をすること、または「合理的配慮」を提供しないこと。

「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯等を制限すること、障害のないかたにわつけない条件をつけることなど。

「合理的配慮」とは、障害のあるかたが、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担になり過ぎない範囲で、そのかたの障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。関連用語ナンバー５「合理的配慮」

ナンバー８ サポートファイル　【初出　17ページ】

本人を中心とした一貫した支援が実現・継続するための連携ツールのこと。本人・保護者の願い（ニーズ）や、本人の発達経過や特性、医療機関や相談機関での相談記録や施設や学校での個別支援計画等をこのファイルに綴り、支援者等の本人理解や支援者かんでの情報共有等に役立てる。主に移行期に活用することで効果が期待される。本人・保護者と支援機関等とが協働してファイルを作成し、本人・保護者が管理する。

ナンバー９ 指定難病　【初出　５ページ】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、難病を「発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病」と定義している。指定難病は、難病のうち医療費助成の対象となるもので、厚生労働大臣が指定するもの。

ナンバー10 重症心身障害じ　【初出　７ページ】

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重度心身障害と言い、その状態にある子どもを「重症心身障害じ」、さらに成人したかたを含めて「重症心身障害じしゃ」という。仙台市では大島分類における広義の定義に基づき重症心身障害じしゃを定義している。

ナンバー11 障害者法定雇用率（制度）　【初出　４ページ】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主に対し、従業員の一定割合（法定雇用率）以上の割合で障害のあるかたの雇用を義務付けるもの。令和３年３月１日より法定雇用率が引き上げとなり、民間企業で2.3％、国・地方公共団体等で2.6％、都道府県等の教育委員会では2.5％となった。

ナンバー12 小児慢性特定疾病　【初出　５ページ】

18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において、医療費支給制度の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満の者を含む。）がかかっている、①慢性に経過する疾病であること、②生命を長期に脅かす疾病であること、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること、のすべての条件を満たす、厚生労働大臣が指定する疾病。

ナンバー13 情報保障　【初出　26ページ】

障害のあるかたが情報を入手するにあたって、代わりの方法（手話、要約筆記、点字、音声データなど）を用いて情報が得られるよう必要な支援を行うこと。関連用語ナンバー21「要約筆記」

ナンバー14 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム　【初出　16ページ】

精神障害のあるかたが、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたケアシステム。

たちつてと　から始まる用語

ナンバー15 地域生活支援事業　【初出　1ページ】

障害者総合支援法に基づき、地域の実情や利用者の状況に応じて、地方公共団体が柔軟な形態で実施することが可能な事業。関連用語ナンバー16「地域生活支援促進事業」

ナンバー16 地域生活支援促進事業　【初出　17ページ】

地域生活支援事業の中でも特に政策的な課題に対応する事業。関連用語ナンバー15「地域生活支援事業」

はひふへほ　から始まる用語

ナンバー17 ピアサポーター　【初出　15ページ】

同じような悩みや背景を持つかた、障害のあるかた同士が、対等な立場で互いに支え合うことをピアサポート、ピアサポート活動をおこなっているかたをピアサポーターという。（「ピア」わ仲間や同僚の意味）

ナンバー18 福祉的就労　【初出　27ページ】

障害のあるかたが企業などで働くことが難しい場合に、就労継続支援事業所などで、一人ひとりに合わせた福祉サービスを受けながら働く働き方。関連用語ナンバー１「一般就労」

まみむめも　から始まる用語

ナンバー19 盲ろう　【初出　４ページ】

視覚と聴覚の両方に障害のあるかた。それぞれの障害の程度によって、「まったく見えないし聴こえない」、「まったく見えないが少し聴こえる」、「少し見えるがまったく聴こえない」、「少し見えて少し聴こえる」など、そのかたにより状況は大きく異なる。

やゆよ　から始まる用語

ナンバー20 ユニバーサルデザイン　【初出　５ページ】

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

ナンバー21 要約筆記　【初出　22ページ】

聴覚障害のあるかたえの情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。関連用語ナンバー13「情報保障」